



2023年5月15日

各位

上場会社名 バンドー化学株式会社  
代表者名 代表取締役社長 植野 富夫  
(コード番号 5195 東証プライム)  
問合せ先責任者 総務部長 武田 克巳  
(TEL 078-304-2935)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2023年6月27日開催予定の第100期定時株主総会の議案について、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしましたが、本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名：Nippon Active Value Fund plc

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

- ① 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- ② 自己株式取得の件
- ③ 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(2) 議案内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。なお、別紙「本株主提案の内容」は提案株主様から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 「①譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件」

①当社取締役会の意見

本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、取締役の報酬と当社株式の価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けた貢献意識を高めることを目的として、取締役（業務執行取締役でない取締役および海外居住者を除く。）を対象に、業績達成度に応じて当社株式の交付を行う、退任時交付型の業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当社グループの経営環境や同業他社の報酬水準等を踏まえて設計したものであり、適切なインセンティブとして機能しており、取締役と株主の価値共有も十分に図られております。

また、本制度については、社外取締役を構成員の過半数とし、かつ社外取締役を委員長とする報酬委員会において、定期的に外部調査機関による役員報酬制度の調査データを参考に本制度を含む報酬制度全体の妥当性を検証しております。なお、その結果を踏まえ、第100期定時株主総会においては、本制度の継続とともに、交付する株式数の上限等の改定を提案する予定です。

本株主提案は、固定報酬と業績連動報酬のバランスを損なうほか、固定報酬の3倍に相当する譲渡制限株式を付与し、譲渡制限期間を付与から3年間という短期間に設定することは、中長期的な企業価値向上を阻害するおそれがあり、適切ではないと考えております。また、社外取締役および監査等委員である取締役については、業務執行に対する独立した立場からの監査・監督を期待しており、これらの者に対して業績に連動するインセンティブを付与することは適切ではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

## (2) 「②自己株式取得の件」

### ①当社取締役会の意見

本株主提案に反対いたします。

### ②反対の理由

当社は、財務健全性や資本効率、利益還元のバランスを追求しつつ、新規事業展開のための設備投資、業務提携・M&Aなどの戦略的投資や収益性の改善による利益拡大を図り、企業価値および株主価値の持続的な向上を目指しております。

本日公表した新中長期経営計画“Creating New Value for the Future”の第1ステージ（2023年度－2026年度）では、売上収益1,200億円、コア営業利益120億円、ROE12%を財務目標として掲げました。当目標の達成にあたって、将来の事業拡大に向け設備投資240億円を計画するとともに、新規事業を中心にM&Aなどの戦略的投資の実施を検討してまいります。また、当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、株主・投資家の皆様のご期待や当社の経営成績、資本の状況などを踏まえ、2023年度から株主還元方針を変更し、連結配当性向を40%から50%に引き上げます。

一方で、本株主提案のとおり、短期間に巨額の自己株式の取得を行うことは、成長投資の財源が大きく損なわれ、新中長期経営計画の遂行に重要な影響を及ぼすことから、中長期的な企業価値・株主価値の向上が停滞し、結果として株主の皆様の利益を毀損するものであると考えております。なお、当社では、自己株式の取得を株主還元の手段の一つとして認識しており、今後も、中長期的な投資計画、市場環境および資本の状況などを総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に実施してまいります。

以上の理由により、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

### (参考) 株主還元の実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
1株当たり年間配当金	32円	32円	26円	40円	52円
自己株式の取得	-	4.7億円	-	10億円	10億円

(注) 2022年度の1株当たり年間配当金は、本定時株主総会において、会社提案が承認可決されることが条件となります。

## (3) 「③社外取締役の員数に関する定款変更の件」

### ①当社取締役会の意見

本株主提案に反対いたします。

## ②反対の理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、社外取締役の選任をはじめとするガバナンス体制の充実が重要であると考えております。

現在、当社の社外取締役は3名選任されているところ、取締役会では株主目線も踏まえた多角的な視点から活発な議論が行われており、ガバナンスは有効に機能していると考えます。また、当社においては、社外取締役を構成員の過半数とし、かつ社外取締役を委員長とする指名委員会における審議を経て、取締役候補者を選任することにより、当社の取締役として適切な人材の選任を担保しております。

ガバナンス体制の更なる充実を図ることは重要であるものの、そのためには、社外取締役を過半数とすることよりも、適切な人材を選任することが肝要であると考えております。

本株主提案のような規定を定款に設けた場合、員数の確保が優先され、社外取締役の適時適切な選任が困難となり、最適な取締役会を構成するうえでの妨げとなる可能性があるため、適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以 上

(別紙「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

## 第1 提案する議題

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 2 自己株式取得の件
- 3 社外取締役の員数に関する定款変更の件

## 第2 議案の要領及び提案の理由

### 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬限度額承認の件

#### (1) 議案の要領

2016年6月開催の当社の定時株主総会で導入された退任時交付型の株式交付信託を廃止し、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入する。譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)の対象となる取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額1億90百万円以内、付与株式数の上限181,000株と設定し、また、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、本制度の対象となる社外取締役及び監査等委員である取締役に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額84百万円以内、付与株式数の上限80,000株と設定する。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

#### (2) 提案の理由

2016年6月開催の当社の定時株主総会で、1事業年度当たりの上限を50百万円かつ54,000株とする退任時交付型の株式交付信託を導入していますが、この制度は株主からみて各取締役の持株数が不明確で、適切なインセンティブが付与されているか判断しにくいと、退任時交付型の株式交付信託に代えて譲渡制限付株式報酬制度を導入すべきと考えます。

また、現行の退任時交付型の株式交付信託においても、付与金額は極めて小さく、また、対象取締役から監査等委員である取締役を除外しており、株式報酬制度の目的である取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。

当社の2022年6月24日付有価証券報告書によれば、監査等委員でない取締役5名には固定報酬60百万円のみが支給され、このうち使用人兼取締役4名に、給与及び賞与として合計104百万円が支給されています。当社においては、このように業務執行取締役に金銭報酬に偏重した報酬が支給されており、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。

取締役と株主との価値共有を図るためには、取締役の在任中に、効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当に到達するまで、株式報酬が付与される必要があります。譲渡制限付株式報酬制度を導入し、より短期間で一定規模の譲渡制限付株式が付与される必要があります。

また、当社は、譲渡制限付株式報酬制度に係る株式保有ガイドラインを策定し、役員による在任中の自社株式取得目標を、固定基本報酬の3倍相当と定めるとともに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で役員個人別自社株式取得状況を開示すべきと考えます。

### 2 自己株式取得の件

#### (1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終了の時から1年以内に、貴社普通株式を、株式総数4,415,823株、取得価額の総額金4,636,614,150円を限度として、金銭の交付をもって取得

することとする。

## (2) 提案の理由

当社は 2022 年 5 月 12 日の取締役会決議において、2022 年 5 月 13 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間に発行済株式総数(自己株式を除く)の 3.35%、1,500,000 株を上限とし、取得価額の総額の上限を 10 億円とする自己株式の取得を決議し、これに基づき 2023 年 3 月 15 日までに合計 1,021,600 株を取得価額 9 億 9991 万 7022 円で取得しており、当社が株主還元の拡充及び資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価が出来るものです。2022 年 5 月 12 日以降の当社の株価は緩やかな上昇傾向にあるものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数(自己株式を除く)の約 10%を自己株式として取得し、会社法第 178 条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

## 3 社外取締役の員数に関する定款変更の件

### (1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第 19 条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第 19 条 当社の監査等委員でない取締役は、10 名以内とし、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。	(員数) 第 19 条 当社の監査等委員でない取締役は、10 名以内とし、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。
<u>2 (新設)</u>	<u>2 当社の取締役の過半数は、会社法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する社外取締役とする。</u>

### (2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則 4-8 は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則 4-7 は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役 9 名のうち社外取締役は 3 名となっており、3 分の 1 以上の要件は満たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら

ら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

以上